

第3. 逮捕・勾留に対する被疑者の防御活動

総合 95頁

1. 逮捕された場合の被疑者の防御活動（補足）

- ・逮捕に関する裁判又はこれに基づく処分について準抗告（429Ⅰ）
を申し立てることはできない（最決昭57.8.27）
- ・逮捕の理由の開示を請求することもできない（cf. 勾留理由開示）

司H22-25-イ

2. 勾留された場合の被疑者の防御活動

(1) 不服申立て（準抗告、429Ⅰ②）

勾留に関する裁判が違法であることを理由として、その取消し又は
変更を請求することが可能 予H26-25-ウ

ア 対象 司H22-25-オ,予R1-18-ウ

勾留の裁判のみならず、勾留期間延長の裁判や勾留場所を定める裁
判、勾留取消請求却下の裁判なども対象となる

イ 請求権者

不服がある者

→検察官が勾留請求却下の裁判に対して取消しを求めることが可能

ウ 申立事由の制限

犯罪の嫌疑がないことを理由として準抗告を申し立てることはでき
ない（429Ⅱ、420Ⅲ） 司H18-39-オ,H21-28-オ

※ 被疑者勾留に対する準抗告には420条3項を準用すべきでない
との見解も有力である。すなわち、同項は、起訴後勾留について
犯罪の嫌疑がないことを理由とする抗告の申立てを認めれば、第一
審と抗告審の双方で犯罪の嫌疑の有無（犯罪事実の存否）が審
理・判断されることとなり相当でないため、それを禁止する趣旨
であると解されるところ、その趣旨は起訴前の段階では妥当しな
いとして、被疑者勾留については犯罪の嫌疑がないことを理由と
する準抗告の申立てを許容する

(2) 勾留理由開示（207 I、82以下） 司H23-38[予25]-ウ

被疑者等の請求に基づいて、裁判官が公開の法廷で勾留の理由を開示する制度

cf. 被疑者は、勾留状の謄本の交付を請求することもできるが（規則302 I、74 I）、そこには勾留の理由に関する判断の結論しか記されていない 予R1-18-オ

ア 請求権者 予H30-16-7,R1-18-I

- ・勾留されている被疑者（207 I、82 I）
- ・勾留されている被疑者の弁護人、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族、兄弟姉妹その他利害関係人（207 I、82 II）

イ 請求の効力

保釀、勾留の執行停止若しくは勾留の取消しがあったとき、又は勾留状の効力が消滅したときは、請求の効力が失われる（207 I、82 III）

司H20-26-5,予H26-25-オ

ウ 開示の手続

- ・公開の法廷で行われる（207 I、83 I）

被疑者及びその弁護人が出頭しなければ、原則として開廷することができない（207 I、83 III） 司H25-27[予18]-ウ,予H30-16-ウ

検察官の出頭は開廷の要件ではない

- ・開示されるべき「勾留の理由」とは以下のものをいう

①勾留の基礎となっている犯罪事実

②「罪を犯したと疑うに足りる相当な理由」に関する判断

③60条1項各号該当性に関する判断

- ・法廷に出頭した検察官、被疑者及び弁護人並びにそれ以外の請求者は、勾留の理由について意見を述べることができる（207 I、84 II本文） 司H20-26-4,予H30-16-オ

勾留の取消しは、勾留による拘禁が不当に長くなつたことを理由として行われる場合もある（91 I）

(3) 勾留の取消し（207 I、87） 司H23-38[予25]-イ

勾留の理由や必要性が消滅した場合に、裁判官が勾留を取り消す制度

ア 手續（207 I、87 I）

- ・被疑者等の請求に基づいて裁判官が取り消す
- ・裁判官が職権で取り消す場合もある

イ 請求権者（207 I、87 I） 予H29-20-I

・検察官

・勾留されている被疑者

・勾留されている被疑者の弁護人、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族、兄弟姉妹

ウ 請求の効力

保釀、勾留の執行停止若しくは勾留の取消しがあったとき、又は勾留状の効力が消滅したときは、請求の効力が失われる（207 I、87 II、82 III）

エ 取消しの義務

裁判官は、勾留の理由や必要性がなくなったと認めるときは、勾留を取り消さなければならない（207 I、87 I）

(4) 勾留の執行停止

裁判官が適當と認める場合に、勾留の効力については維持したまま、その執行のみを停止する制度（207 I、95） 司H23-38[予25]-か,H24-22[予14]-か,予H29-20-か,R3-20-か

ア 手続（207 I、95 I）

- ・裁判官が職権で行う
- ・被疑者や弁護人に請求権なし（職権発動を促す趣旨の申立てしかできない）

イ 執行停止の方法

- ・執行停止は、被疑者を親族、保護団体その他の者に委託するか、被疑者の住居を制限して行う（207 I、95 I）
- 住居を制限する場合、裁判所の許可を受けることなく指定期間を超えて住居から離れてはならない旨の条件を付することができる（207 I、95 VI、93 IV）
- ・上記の条件以外にも、「適當と認める条件」を付することができる（207 I、95 I）

ex. 関係者との接触禁止

- ・執行停止の期間を指定することもできる（207 I、95 II）
 - 日時をもって終期を指定するとともに、当該日時に出頭すべき場所を指定する（207 I、95 III）
 - 指定した期間を延長又は短縮することもできる（207 I、95 IV・V）
- ・「監督者」を選任することもできる（207 I、98の4 I）
- 監督者は、被疑者の逃亡の防止等のために必要な監督をする（207 I、98の4 III）

ウ 報告命令制度

- ・裁判官は、執行停止を受けた被疑者に対し、逃亡のおそれを左右し得る生活上又は身分上の事項について報告することを命じることができる（207 I、95の4 I）
- 報告の有無やその内容は検察官に対して通知される（207 I、95の4 III）
- ・命令に反して報告をしなかったことや虚偽の報告をしたことは、執行停止の取消事由となる（207 I、96 I ⑤）

被疑者が許可なく指定期間を超えて離れたとき、又は許可を得て離れたが許可に係る期間を超えて帰着しないときは、2年以下の拘禁刑が科される（208の4）

正當な理由なく当該日時・場所に出頭しないときは2年以下の拘禁刑が科される（208の3）

3. 被疑者勾留における被害者保護

被疑者勾留の手続では、被疑者に対して被疑事件が告げられるほか（207 I、61）、被疑事実の要旨が記載された勾留状が被疑者に呈示される（207 I、73 II）

→被害者の氏名や年齢等が被疑者に伝わり、二次被害を招きかねない

→法改正により、一定の事件では、検察官から裁判官に対し、「個人特定事項を明らかにしない方法」で被疑事件を告げること及び「個人特定事項の記載がない勾留状の抄本その他の勾留状に代わるもの」の交付を請求することが可能となった（207の2）

通知を受けた検察官としては、勾留の執行停止の取消し（207 I、96 I）を請求すべきか否かを検討することになる

保護の対象となる「個人特定事項」は、逮捕状に代わるものとの交付請求の場合（201の2）と同様である